

## ガス石油機器PLセンター

〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-11-17パークリュクス神田多町2F

TEL 03-6811-7350 / FAX 03-6811-7351

## 【1】相談受付の概要

## (1) 受付件数

受付件数は6件。

## (2) 相談事例

## ◇ 一般相談

- 自宅のガス給湯器の買い替えを考えていたところ、販売会社の新聞広告を目にし、見積もりを家に来て出してもらった。他社より値段が安かったため理由を聞いたところ、「仕入れ量が多いので安くできる。」というので信じてその日のうちに契約し、半月後に設置したが、その後で当該機器が2年前に発売された製品であることに気づいた。契約の際には古い製品であることは一切説明がなかったため、購入店には契約取り消しか、新製品への交換を要求したが、応じてもらえない。消費者に不利益になる取引ではないか。こんなことは許されるのか。

➡ 当該製品を調べ、同メーカーで後継機種が発売されていることを確認したが、型落ち品を安く販売することは違法ではない。契約の際、新製品であるとして販売しているのであれば詐称と言えるが、今回相談者は新機器かどうかは確認しなかったとのこと。販売会社の違法行為とは言えず、契約取り消しや製品交換を要求するのは難しいだろう。どうしても納得できないのであれば、法テラスや無料弁護士相談へご相談ください。相談者が納得されたため終了とする。

- 隣の家が新設した屋外式給湯器の離隔距離についての相談。隣の家との間にブロック塀がある。給湯器はブロック塀の高さより上の位置にあり、排気口が自分の家の方向に向いているため、不快であると申し出たところ、隣家の設置業者が排気口カバーを付けてこれで離隔距離的にも問題ないと言われた。しかし、機器メーカーの設置マニュアルによると「機器前方は、排気口出口より600mm以上離してください。(不燃材の場合は、300mm以上となりますが、メンテナンススペースとして600mm以上確保してください。)」と書かれているが、600mmが確保されていない。また、例えば空間でも排ガスが隣地境界線を超えることについて違法設置を問うことができるのではないのか。

➡ 設置のトラブルは、当PLセンターは対象外である。よって離隔距離についてのみの助言となるが、境界線とされる場所に塀などの物理的なものがなく、空間なのであれば、離隔距離を定めている消防法の上では問題にならない。「メンテナンススペースとしての600mm」は設置作業を行う上でのメーカーからのお願いごとであるようなので法的拘束力はないと考えられる。根拠について知りたい場合はメーカーに確認してください。どうしても安全上問題があると思われるのであれば、管轄の消防に相談してみてもどうだろうか。違法性はなくても不快なのであれば話合いで解決するしかないが、違法性を訴えるのであれば、無料弁護士などにご相談ください。以上を案内し、終了した。

- 今年4月、浴室のガス乾燥暖房機から出火、消防が消火したが、浴室の壁や天井が焼損した。乾燥機は15年前に設置したもので、事故後、メーカーが確認に訪れ、機器からの出火を認め調査のために機器を回収した。調査には2～3ヶ月かかると聞いている。損害の補償については、調査の結果が出てからになるが、補償はしてもらえようだ。その間、加入している火災保険会社に連絡をし、保険金の請求をしたが、機器メーカーの過失による出火の場合には、保険会社からメーカーへ保険金の請求をすと言われた。PL法での損害賠償と自身が加入している火災保険からそれぞれどのような形で補償をうけることができるのか教えてほしい。

➡ 弁護士に確認し、「メーカーから賠償がなされた場合、賠償された損害については、相談者が加入する保険から給付を受けることはできない。」また「メーカーから賠償されなかった損害が存在し、相談者が加入する保険で当該損害が填補されるものがあれば、それについては、保険から給付を受けることが可能。」との回答があったことを相談者に伝えた。現時点で知りたかったことは解決したと納得されたため終了した。

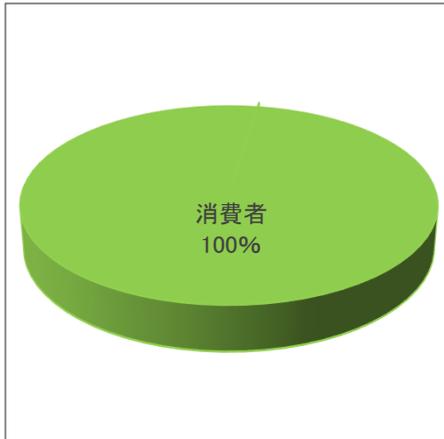
## 【2】受付実績合計

(1) 2024年6月度

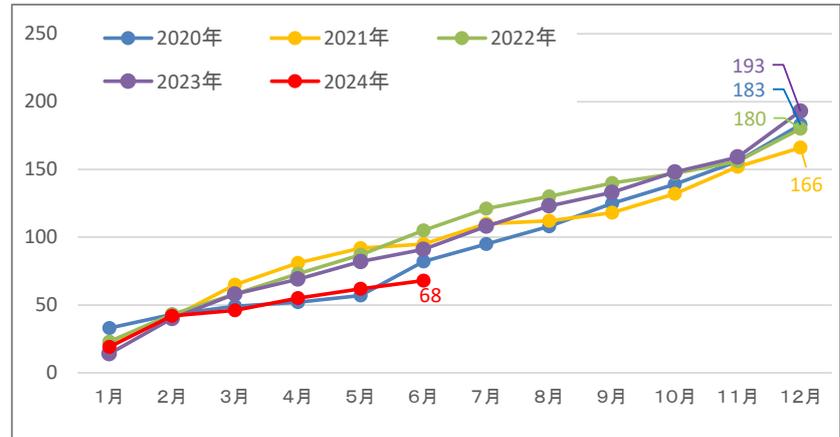
相談者/内容	事故クレーム	品質クレーム	一般相談	計 (前年実績)	累計 (前年累計)
消費者	0	0	6	6 (5)	36 (53)
事業者	0	0	0	0 (1)	9 (18)
司法・行政	0	0	0	0 (3)	23 (20)
その他	0	0	0	0 (0)	0 (0)
計 (前年実績)	0 (0)	0 (0)	6 (9)	6 (9)	68 (91)
累計 (前年累計)	0 (1)	0 (1)	68 (89)	68 (91)	

※累計は1-6月

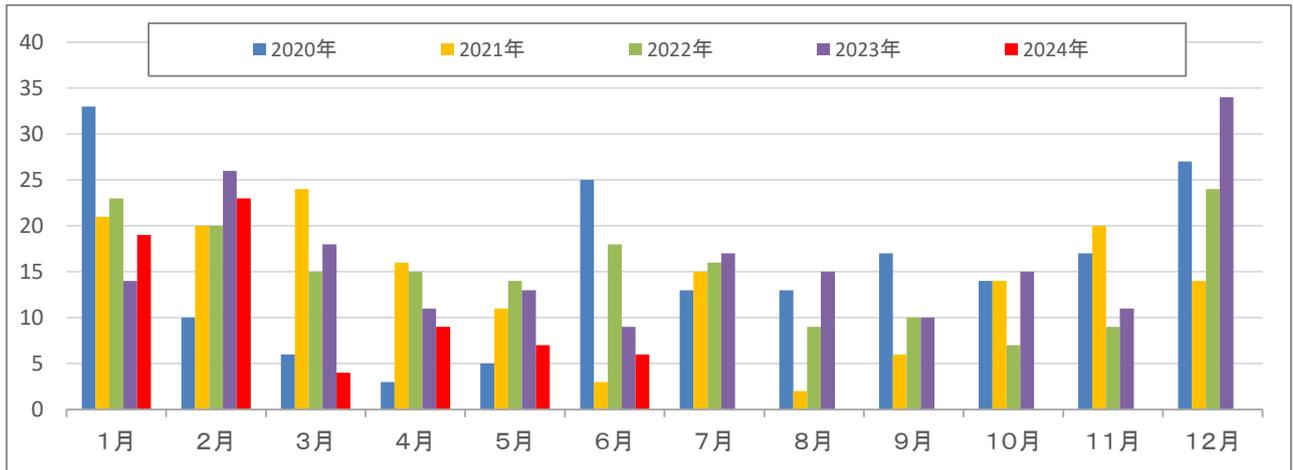
(2) 相談者別構成比



(3) 受付累計件数推移



(4) 月別受付件数推移



## 【3】主な関係行事

- (1) 消費生活センター訪問: 福井県消費生活センター (6/7)
- (2) 交流会: ADR機関情報交換会 (6/21 (公財)自動車製造責任相談センター 会議室)

## 【4】未解決の案件処理状況 (インフォメーションで掲載した事故案件)

6月度の未解決案件処理件数は0件。

以上